

1. 資産基準が厳しくなります

厚生労働省は平成21年3月26日、一般労働者派遣事業許可制度の見直しを行いました。

現状では、資産から負債を引いた額（「基準資産額」といいます）が1,000万円以上あることが、一般労働者派遣事業の許可基準ですが、これが2,000万円以上に引き上げられ、さらに1,500万円以上の現金・預貯金を持っていること（現在は800万円）が条件となります。

また、派遣元責任者講習の有効期間が3年に短縮（現在は5年）されます。

2. 変更内容

(1) 資産要件

| 【現行】 | 【改正後】 |
|----------------|----------------|
| ・基準資産額 1,000万円 | ・基準資産額 2,000万円 |
| ・現預金額 800万円 | ・現預金額 1,500万円 |

いずれも、1事業所当たりの額の額です。

(2) 派遣元責任者

ア 雇用管理経験

| 【現行】 | 【改正後】 |
|---|-------------|
| ・雇用管理経験3年以上 | ・雇用管理経験3年以上 |
| ・雇用管理経験+職業経験5年以上 (雇用管理経験1年以上に限る。) | <削除> |
| ・雇用管理経験+派遣労働者としての 業務経験3年以上(雇用管理経験1年以上に限る。) | |

イ 派遣元責任者講習

| 【現行】 | 【改正後】 |
|----------|----------|
| ・5年以内に受講 | ・3年以内に受講 |

3. 適用期日

新規許可は平成21年10月1日、更新は平成22年4月1日実施予定です。

以上